



水を大切にする街

みんなの水

第36号

みんなの水 平成18年1月15日発行

編集発行・高松市水道局

〒760-8514

香川県高松市番町一丁目10番14号

TEL 839-2731

2006年1月15日発行

水道水をより安心して飲んでいただくために

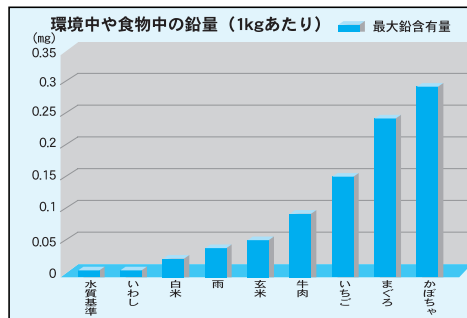
鉛管引替工事助成金交付制度をご利用ください。

●鉛の水質基準について

鉛は長期的に多量に摂取すると子供の視覚や聴覚、動作能力等に影響がでるといわれています。水道水中の鉛の基準値は、大人(体重50kg)を基準として、連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない基準として、1リットル当たり0.05mg以下と定められていました。平成15年4月1日からは、乳幼児(体重5kg)や胎児への影響を考慮し、水道水からの影響をより少なくするために、鉛の基準値を1リットル当たり0.01mg以下にするよう強化されました。

水道局では、新しい水質基準値をも満たした安全な水道水をお届けしていますが、水道管に鉛管を使用されているご家庭では、4～5時間以上使用していない場合には、使い始めの水(滞留水)に一時的に鉛が溶出し、この新基準値を超えることがあります。

鉛は自然界にも存在し、食物や大気からも摂取していますが(グラフのとおり)、安心して飲みいただくため、使い始めはバケツ1杯程度を洗濯・トイレ・風呂・散水など飲用以外にお使いください。



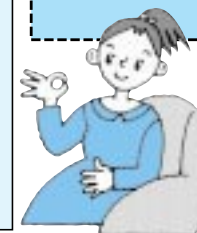
●鉛管の取替えをご検討ください

鉛問題の根本的な解決には、鉛管を他の材質の水道管に取り替える必要があります。建物の改築などの際には是非、取り替えてください。なお、費用はお客さまのご負担となりますが、鉛管引替工事助成金交付制度をご利用ください。

鉛管引替工事助成金交付制度

鉛管引替工事費用(水道局で算出した額)の2分の1上限は10万円です。

鉛管の取替えなら全部でも一部の取替えでも助成します。ただし、一度限りです。



水道の「開始・中止」のお届けはお忘れなく！

引越し等で水道のご使用を中止したり、開始するときは、2～3日前までの平日午前8時30分から午後6時までに電話でお客さまセンターまでご連絡ください。

「家主さんや不動産会社が手続きしてくれるのでは…」と思われるがちですが、お届けがないままのご使用の中止や開始は料金のトラブルのもとになります。

お届けの際は、「使用水量のお知らせ(検針票)」等に記載してあるお客さま番号か水栓番号を確認のうえ、ご連絡ください。

なお、料金のお支払いは、「口座振替」をご利用いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先 お客さまセンター
TEL 839-2731



早明浦ダム周辺地域ボランティア清掃



昨年の11月12日(土)に高松市水道事業協力員の方々をはじめ、日本水道協会香川県支部の会員、水道局職員、市職員、合わせて162人が四国の水がめである早明浦ダムの周辺地域ボランティア清掃を行いました。この清掃活動は、水源地域への感謝の気持ちを示めようと、平成8年から行っているもので、当日は、早明浦湖畔マラソンのコースを、約3時間にわたって、空き缶や瓶を拾ったり、落ち葉を掃き集めたりして、清掃しました。参加した協力員の方からは、「日頃お世話になっている水源地域への感謝をこめた活動ができ、よかった。」という声が聞かれました。ご協力をいただいた皆さんありがとうございました。



高松市の水源となる四箇池などを源としている春日川は西植田・東植田町から発し川島、川添、木太校区を流れ、瀬戸内海に注いでいる全長約18kmの川です。

春日川の堤防内には、遊歩道や芝生広場などがあり、散歩やジョギングをする人たちがいます。

毎年5月中旬には、春日川の川市が開催され、屋島を背景にした川原に多くの露店や屋台が立ち並び、水辺の初夏の風物詩となっています。

